

徳島県訪問看護支援センターだより

公益社団法人徳島県看護協会

第14号

令和2年9月

徳島県訪問看護支援センターだより第14号を発行いたします。

現在も新型コロナウイルス感染者が急増する中、訪問看護事業所の皆様方には、新型コロナウイルス感染症対策に追われ、大変な状況が続いていることと思います。新型コロナウイルス感染症対策では、「持ち込まない」「持ち出さない」「拡げない」ことが基本となります。ちょっとした油断でウイルスが持ち込まれると言われておりますので更なる感染管理の徹底をお願いします。

なお、「新型コロナウイルス感染症への対策について」の調査にご協力いただきありがとうございました。回答いただいた結果を踏まえ、訪問看護ステーションの課題や訪問看護支援センターの取り組みについて、徳島県医療政策課及び長寿いきがい課に報告いたしました。

今後も、訪問看護支援センターでは、徳島県等と連携しながら最新情報を提供するとともに、徳島県の訪問看護の支援の充実を目指したいと思っております。困りごとや要望等がありましたらお気軽にご連絡ください。

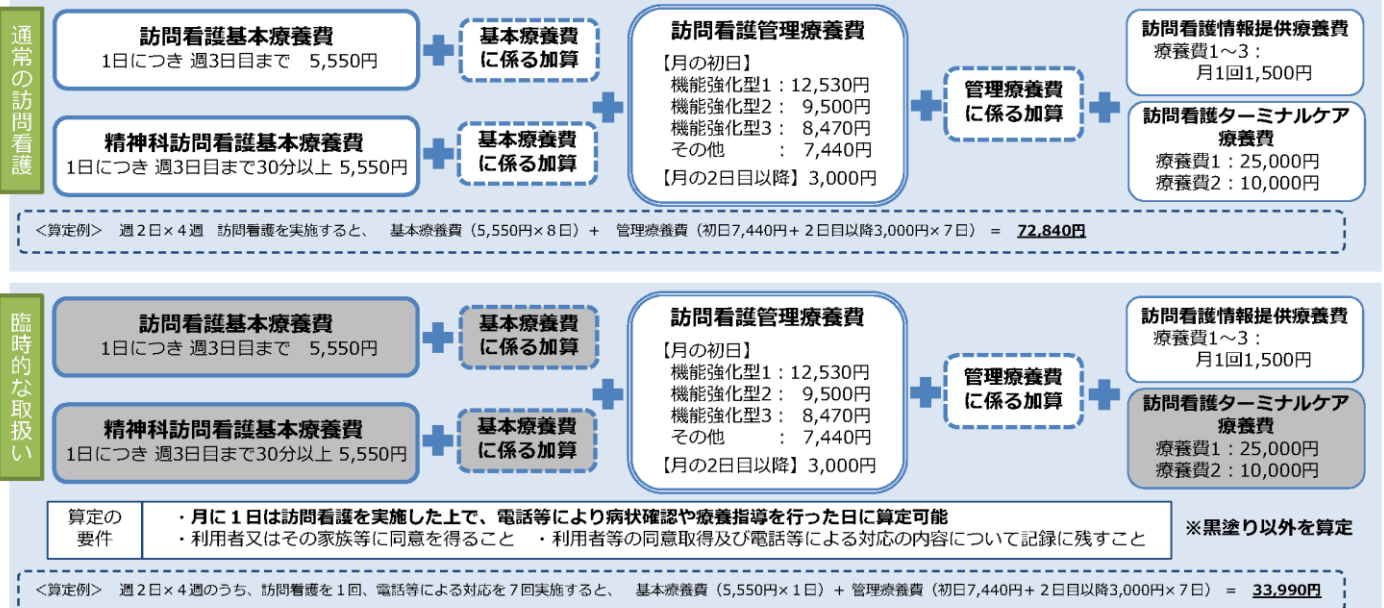
新型コロナウイルス感染症に係る最新情報

「新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の訪問看護の臨時的な取扱いについて」の一部抜粋や関連する最新情報を掲載しています。詳しくは紹介しているHP等を参照してください。

1. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルスの感染が拡大していることにより、訪問看護ステーションにおいても、利用者等から訪問を控えるよう要請される事案があるとの意見を踏まえ（※）、訪問看護ステーションにおける訪問看護については、臨時的に以下の取り扱いとする。

（※）利用者等が感染への懸念から訪問を拒否する場合であっても、まずは医療上の必要性等を説明し、利用者等の理解を得て、訪問看護の継続に努めること。その上で、利用者等から訪問を控えるよう要請があった場合の対応を想定。



(令和2年4月24日日中医協 総-3より)

2. 新型コロナウイルス感染防止策を取っている訪問看護ステーションで特別管理加算、医療機関で在宅移行管理加算を算定可—厚労省—

▽新型コロナウイルスに関連して、自治体等の要請に基づき外出を自粛している者であって主治医の診察の結果、継続的な訪問看護が必要であるものとして指示書が発行され、訪問看護ステーションの看護師等が継続的に宿泊施設に訪問看護を行った場合に【訪問看護療養費】を算定できる。医療機関から訪問看護・指導を実施した場合についても同様に訪問看護・指導に係る報酬を算定できる

▽新型コロナウイルス感染症の利用者、疑い利用者に対して、利用者の状況を主治医に報告し、主治医から感染予防の必要性についての指示を受けた上で、必要な感染予防策を講じて当該利用者の看護を行った場合、訪問看護ステーションでは【特別管理加算】(2500円)を、医療機関では【在宅移行管理加算】(250点)を、1か月に1回算定できる

- ・【特別管理加算】を、新型コロナウイルス感染症の利用者、疑い利用者に対して「のみ」算定する訪問看護ステーションでは、施設基準を満たすものと見直し、届け出は不要とする。
- ・すでに【特別管理加算】【在宅移行管理加算】を算定している利用者については、当該加算を「別途、1か月に1回」算定できる
- ・こうした場合、訪問看護ステーションにおいて、訪問看護記録書に「主治医の指示内容」「実施した感染予防策」について記録を残す。またレセプトの「心身の状態」欄に、新型コロナウイルス感染症の対応である旨を記載する

3. 新型コロナウイルス感染症(疑い)療養者に対応する在宅ケアチーム向け感染防護具セット無料配布について(日本訪問看護財団)

<ポイント>

- ① 感染者だけでなく疑いの方(何らかの症状があり在宅ケアチームが対応に不安を感じる場合)も対象
- ② 訪問看護ステーション、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所による申請が可能
- ③ 事業所を超えて多職種チームで活用
(1人の利用者を担当するチームとして最適な使い方を工夫する)
- ④ 備蓄目的ではないこと
- ⑤ (日本財団・メットライフ生命保険の貴重な浄財による) 無料配布
詳細・申請はこちらから (2020年7月27日(月)開始)

https://www.jvnf.or.jp/covid-19_project2020.html

支援期間：2020年7月27日(予定)から2021年3月末(予定)(在庫がなくなり次第終了)

4. 徳島県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(医療分)の申請について

訪問看護ステーションに勤務し、患者(一般患者を含む)との接触があり、かつ、継続して提供が必要な業務に従事している医療従事者や職員に慰労金として5万円を給付する

詳しくは、<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/hokenfukushibu/iryouseisakuka/>

5. 徳島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金(医療機関等の感染拡大防止等支援事業)の申請について

新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・訪問看護ステーション等に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用として、補助上限額70万円を補助する

詳しくは、<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/hokenfukushibu/iryouseisakuka/>

6. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)について

新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給します。

また、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供する介護サービス事業所・施設等に対して支援を行います。さらに、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組について在宅サービス事業所に対して支援を行います。

(1) 感染症対策の支援

対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要な
かかり増し経費が発生したすべての介護サービス事業所・施設など

支援対象経費：かかり増し経費

助成上限額：サービス類型毎に設定

(例) 訪問看護 51.8 万円、訪問介護 53.4 万円、訪問リハビリ 22.7 万円
看護小規模多機能型居宅介護 63.8 万円

(2) 介護サービス再開に向けた支援

1. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

対象事業所：令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所

助成額：1利用者あたり 1,500 円～6,000 円

2. 在宅サービス事業所における環境整備への助成

対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所
支援対象経費：「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用など

助成上限額：20 万円

(3) 職員の皆様への慰労金の支給

対象者：対象期間に介護サービス事業所・施設に通算 10 日以上勤務し、利用者と接する職員

支援額：感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務し利用者と接する職員 20 万円
その他の事業所で勤務し利用者と接する職員 5 万円

※詳しくは、<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kaigohoken/topics/5039446>

7. 介護施設・事業所等に対する布製マスクの配布希望の申出及び具体的な配布方法について

【厚生労働省通知】

【介護保険最新情報 Vol.863】 介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について

 [介護保険最新情報 Vol.863 \(PDF : 1.16 メガバイト\)](#) 

【介護保険最新情報 Vol.864】 介護施設・事業所等に対する布製マスクの具体的な配布方法について

 [介護保険最新情報 Vol.864 \(PDF : 306.1 キロバイト\)](#) 

県下における訪問看護ステーション連携推進のための交流会開催

目的：有事においても相互協力が可能な訪問看護ステーション間の連携推進を図る。

対象と事業内容：

県下の指定訪問看護ステーションが訪問看護の課題について意見交換を行う。

徳島県訪問看護ステーション連絡協議会と連携し、6ブロックで開催している。新型コロナウイルス感染症が拡大している今、各事業所の管理者は、職員と利用者の安全を守ることを第一に感染対策を行っている。また、交流会では、当センター作成の『新型コロナウイルス感染症対応マニュアル』を紹介した。各事業所の既存マニュアルの見直しと実践により感染拡大を防止して、より安全な訪問看護サービスが継続できるように活用していただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症で、訪問看護を提供できなくなった場合には他の訪問看護ステーションが代行訪問を行う必要があると考えるため、地域のステーションが顔なじみの関係になり、連携体制が構築されることを切に願っている。

| ブロック | 開催日 | 開催場所 | 参加者 |
|------|----------|-------------------|------|
| 南部 | 7/14 (火) | 阿南ひまわり会館 | 10 名 |
| 西部 1 | 7/17 (金) | 吉野川市医師会訪問看護ステーション | 6 名 |
| 西部 2 | 7/26 (日) | 健生西部診療所 | 4 名 |
| 東部 1 | 7/28 (火) | 徳島県看護会館 | 8 名 |
| 東部 2 | 8/6 (木) | 徳島県看護会館 | 6 名 |
| 東部 3 | | 調整中 | |

【お問い合わせ】徳島県訪問看護支援センター TEL : 088-631-5544 FAX:632-1084